

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
バングラデシュ	航空保安設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	航空保安設備整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,402,000千円 H29.12.31まで	H26.3.31 ダッカで (同日)	本側 佐渡島志郎 駐在バングラデシュ大使 務省経済関係局次官 バングラデシュ側 ト・メジババングラデシュ側 務省経済関係局次官	H26.4.16 139号
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	206,000千円 H31.12.31まで	H26.5.15 ダッカで (同日)	本側 佐渡島志郎 駐在バングラデシュ大使 務省経済関係局次官 バングラデシュ側 ト・メジババングラデシュ側 務省経済関係局次官	H26.5.26 177号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。